



欧州における社会的企業に関する 新しい法制度 (1) H・クレマン、L・ガルダン

Une nouvelle législation pour les entreprises sociales en Europe, Rapport d'étape; France, Janvier 1999, Hélène Clément, Laurent Gardin.

島村 博 (協同労働法制化市民会議事務局)

翻訳にあたって

「欧州の社会的企業に関する新しい法制度」と題して1999年にCECOPに提出された本稿を改めてここに紹介する理由は、3点あります。

第1点は、「社会的経済」と概括される諸制度について法律の次元で比較的まとまった考察を加えている数少ない業績の一つである、ということです(数少ない論者として、F・ESPAGNE、A・LIPIETZなどが挙げられますが、彼らが法哲学的、法社会学的アプローチをするのに対して、H・クレマン、L・ガルダンは、実証的な態度で考察をすることを特徴としています。したがって、制度として第3システムを理解する上で、この報告は格好のものです)。第2点は、さように概括され得るにしても、概括を行い得る基準が現状では未だに不明瞭であるということ以案内することで、「社会的経済」という術語を使用するとき堅固な基盤の上に立脚する確定済みの概念として前提してかかる、つまり、「社会的経済」を措定されたものとして扱うことに急であってはならない、ということを確認していただくためです。第3は、これが最も重要なことですが、「EU雇用戦略ノート」で提示した「組織のライフサイクル」を考察する上で必要な、諸団体の相違と関連についての基礎的な情報を開示するためです。

それぞれの制度はそれぞれの組織法を前提としています。当然なことにも、組織法は秩序維持的な機能を担うものとして安定的、固定的な性格を持っています。従って、分析に当たっては、その構造は静態的に観測されるのが通常です。しかし、それぞれの制度の間での移行、つまり組織変更を視野に入れてそれぞれの制度を眺めて見ると、動態的相で組織法を検討する新しい地平が開かれてくると考えます。

例えば、イタリアの「社会的協同組合に関する法律」(1991年)も、こういった静態的な観点から、2種の協同組合の仕組、社会的役割に偏して注目されつづけてきました。だが、同法の意義、新機軸は、実は、それ以上に、無償ボランティア等をも含めてマルチ・パートナー的組合員制度を構想・保証することにより、協同組合以外の法人にとって「組織のライフサイクル」に見合う発展、トランジションを保証した点にあると思われます。訳者は、同法を始めとして、欧州で一般に「商人」の扱いを受ける協同組合制度に「社会的目的」なり、社会促進使命を組み込むことで、NPO組織に特有の構成員をも組合員化する道を開いた点こそが、最大の論点ではないかと考えつづけてきました。フランス下院は本年5月10日(フランスのアソシアスィオンの全国組織 CNVAの報告では、元老院を通過した6月12日を挙げています)、

「マルチ・パートナー的組合員制度」の導入を目的として協同組合法を改正しています。訳者は、来る11月17日、協同総研の研究会で、如上の改正法にまつわる諸問題を検討することを予定していますが、その眼目は、アソシエーションの協同組合化の促進システムとして当該の改正法が意義付けられる、ということをはっきりとすることです。因みに、アソシエーションが歴史的使命を終えた、という片面的主張をフランスの立法者が受け入れたわけではありませんし、訳者も左様な観測をしてはいません。

かかる視角からの同法の検討は、新しい福祉社会を地域で建設するプロセスの中で、広義で流通している(したがって、曖昧さを排除しない)、いわゆる「非営利」団体の協同のネットワークをどのように構築するかを考察する一助ともなると考えます。通常は、こういった意味での協同は何よりもまず団体と団体との間で、その水準において想定されるいわれがありますが、訳者は組織内部の多様な構成員の間における協同の仕組みの問題(これは、マルチステークホルダー・システムとか、マルチ・パートナーシップといった術語で既に提示されています)として検討を試みようと考えています。別の言い方をすると、一組織に内部化された「組織間協同」の仕組みがどのような形でありうるのか、次いでそれを軸とする組織間協同を改正フランス法に素材をとって検討する、ということなのです。それは企業性(商業性)と「非営利性」とのシンクレティズムの象現を明確にすることに繋がるものです。

こういった課題意識は、同時に、「協同労働の協同組合」において多様な組合員制度を前提としたガヴァナンスのあり方、とくに意思決定の仕組みををどのような構想するのか、という論点とも直接に繋がっています。

当面の行論とは直接には関わりがありませんが、フランス協同組合法の改正に行き着く

上で、「社会的経済」派と「連帯経済」派との間で激しい確執も見られたものの、結果として、「社会的にして連帯的経済」という呼称が定着を見たことも予め報告しておきます。「社会的経済」と「連帯経済」とは、わが国では同一と考えられている向きがあります。すなわち、「社会」なる言葉に表象される内容には「連帯」というニュアンスがある、したがって、「社会的経済」が「連帯経済」という術語で言い表されるように当今変わってきた、と。こういった統語論的な説明の可否はともかくとして、フランスにおいて、連帯=社会という用法はありません。双方は、別のものではあった、ということを確認しておきたいと思えます。

なお、訳中における、……、という箇所は、原文のままです。

翻訳 欧州における社会的企業に関する新しい法制度(1)

緒言: フランスの状況

「社会的企業」という概念規定は、欧州において凡そ20年前から登場している実践を抛り所にしている。ある国々では、この概念は法制度上で定義されている。イタリアの社会的協同組合(1991年)、ベルギーの社会的合目的性を有する会社(1995年)といったようにである。

欧州の諸々の研究においてこの概念および、こういった発意が発展している諸領域を規定しようとする試みが為されてきている。近年ではOECDがこの規定問題を強調し、社会的企業の「キーワード」の定義を試みている。曰く、「国の相違に応じて可変的である法的諸形態、起業家の運動に従って組織される活動。剰余が当該企業の活動における社会的諸目的を実現するために再投資され、かつ、資本に由来する報酬を目的とはしないこと。株主達よりも関係当事者達の参加および当該企業の民主的組織。経済的および社会的課題、経済的かつ社会的革新。市場の諸規則の尊重。経済的将来性。混合的ではあるが、自己資金で賄う程度が高い資金調達。原則に基づく活動。苦境にある公衆の社会統合……置き去りにされている多くの人々のニーズへの対応……高度の技能を有する活動」と。

社会的企業に与えられうる最低限の定義とは、「国によって非常に異なる呼称(社会的協同組合、自助グループ、コミュニティ企業、連帯企業)の発意」ということになる。ただし、各国ごとの事情の相違にもかかわらず、これらの発意のすべてに共通する2つの側面が検出される。

財貨またはサービスの生産が、一般にある程度の自己資本を捜し求めざるを得ない労

働者集団により自治的に滞りなく行われる、という意義での起業家的推進力。公的権力への依存が多かれ少なかれ重要であること、非貨幣的諸資源(ボランティア活動、ボランティアの貢献)の動員。

まずは株主の財産的な利益を目指すものではない活動、という意味での社会的合目的性。ただし、諸個人またはコミュニティにもたらされるサービス、場合によって生み出された利益は大部分がその目的に再投資されること。

フランスでは、特殊に社会的企業を承認する如何なる法的規定も存在しない。この概念を法規として定義するかに思えるのは、法的規定であるよりかは、機能タイプである。これら発意は社会的経済を一新する連帯経済の運動において承認され得るのである。

こういったものは、協同組合制度(la coopération)および社会的経済の領域の外延においても見出され得ることになる。これらは、時として、明白な社会的使命を有する古典的経済の企業としても理解される。かかる実験に際して利用される法的諸形態は、主要には組合的なものであり(associatives)、時には、アソシアシオンと、商事会社ときには協同組合の地位を有する子会社との結合とにより混合されたものであり……。

社会的経済の諸規定の間での、市場と当該の経済(協同組合)とに、中でも再配分と社会的なるもの(アソシアシオン)に適用されることになる規定の間での区別は、我々に、そういった切り分けの本源を理解するには歴史的迂回をすることを要求している。

1. 歴史的概観

フランス革命以前は、産業および商業の企業は、それぞれの都市で、同じ性格の生産物を制作し、または商う企業を強制的に一纏めにした同業組合を貫く強力な規制に服した。

1791年6月17日のル・シャプリエの法律で、同業組合の(1791年3月17日のアラルドの勅令により確認された)廃止を確認し、かつ、組合員が親方であろうと職人であろうと同業種の組合員からなる団体(associations)のすべてを禁止した。同業組合の終焉は、「構築すべき経済」問題を提起した。

同業者提携(coalitions)のかかる禁止は親方よりも職人にとって打撃であった。ル・シャプリエ法の改正が商工会議所を当該の法律の適用範囲から除外したからである。「結社の自由(la liberté d'association)と起業の自由との間では、第二番目の方が決定的に優位する」。さらに、1789年の8月26日の「人および市民の権利宣言」では結社の権利が見落とされ、単に政治的なクラブと団体だけが集会の自由とともに承認されたに過ぎないことを指摘しておかなければならない。フランス革命によるこの軌道修正は重要である。何故ならば、かかる措置は19世紀全体に刻印を残し、かつ、当今でも依然としてその痕跡を止めているからである。

1810年の刑法典第291条は、結社の自由に対置されたものである。同条に曰く、「いかなる結社も20人を超えるについては、政府の承認を得ることによってのみ、かつ、承認が当該の団体に対して諸条件を課する公の当局の随意に委ねられるという諸条件の下でのみ、これを結成することができる」と。それでもしかし、多かれ少なかれ黙認されたものだが、具象的幻想が19世紀の上半期の間に登場してくる。1848年の革命は、協同主義者(associationniste)の百花撩乱の時代となる。革命のただ中で展開された経験は、特殊に経済的なもの、または社会的なものの中に位置づけられるものではない。団体は、同時に、労働者たちの企業にして救恤団体にもなり得たし、その他の団体は、投資、失業救済、疾病の場合において給与の維持に携わるもので

あった……。これら団体の連合会が創設されている。ローヌ県の石工は、1848年9月に、その目的が「第1款 貸付金として他の団体に必要な、特に、援助の手を差し伸べることを目的とする連帯金庫。第2款 線画、造型、彫塑のための学校」を設立することになった団体設立した。パリでは、ジャンヌ・デロンが労働者団体の連合会を設立するプロジェクトに着手した。「104の団体が彼女の連合会プロジェクトに同意している。連合会設立契約は1849年11月22日に、関係諸法に合致して登記された。1850年5月29日に、ジャンヌ・デロンはスパイの嫌疑で起訴され、収監された」。1851年のクー・デタは、1849年になるや否や開始されたが、かかる運動を打倒し制圧しようとする高権的(étatique)かつ抑圧的トレンドを確認することになる。相互救恤の諸団体は、確かに1849年になってすぐに承認されはしたが、しかし、その後、1852年に第二帝国が、これら諸団体の活動を制限するとともに指導部 地方では名望家の中から選ばれていたの指名にまで及ぶ監督(contrôle)に替えて或る種の特権を当該諸団体に授与した。

協同主義者たちの運動が抑圧され、または一定の活動に封じ込められたにしても、可及的速やかに「自己を表現する個人の発意を許す諸要件が設定され、誰でもが営業税の単なる支払と引き換えに開業できる」ことになった。1791年以来かかる税金を創設したのはアラルドの勅令である。「その反面で、会社(société)の設立は、依然として夥しい規制に服せしめられていた。1795年11月20日の法律で株式会社の設立が許可されたが、その諸方式を確たるものにせず1807年の商法典で3つのタイプの団体が定義された」。かかる会社(合名会社、合資会社、株式会社)は、すべて人間の結合体である。資本蓄積を優遇するために、自由主義者たちは諸資本を結集す

る法的構造の整備を推進することになる。これらの圧力は、すべての株式会社に政府による認可を免除させ、設立する自然人とは別個である「法人」という原則を承認する1867年法の創始に繋がるものである。

かくの如くして、経済は、資本所有者たちが剰余を算奪し、労働力を売る労働者つまり賃金生活者を収奪する資本家的モデルを基礎として確立されることになる。国家は、その後、協同主義者たちの運動の様々な要素を、法律上で承認はしたが、それらを統合させる推進力のある意味では破壊して切り離すという方法によってそうしたのだ。

法律で掲げられていなくても、協同組合は、1867年法の第3章「可変の資本及び人員に基づく会社」を援用して商法中の法律上の範疇において登記されている。協同組合法制を（法体系の内に訳者補記）布置することは、困難であることがやがて判明し、1894年から1920年にかけて個別法規を入念に仕上げることで実現されてゆく。1894年の農業信用組合法、1906年の廉価住宅組合法、1906年及び1908年の不動産信用組合法、1916年の労働者生産・信用組合法、1917年の消費協同組合法、1918年の相互保証・人民銀行組合法・・・といった如くに。非金融の協同組合について一般法が布置されたのは、ようやく第二次大戦後（1947年9月10日の法律）になってのことである。

1884年3月21日の法律でル・シャプリエ法が廃止され、政府の認可を得ずに労働組合を設立する自由が定められ、労働組合の目的を「経済上、産業上、商業上及び農業上の諸利益の研究及び防衛」に限定し、かつ、自由加入の原則を導入した。この点は重要である。それと言うのも、ル・シャプリエ法が廃止されていたにしても、労働組合への加入の強制がないということは同業組合の復活の妨げとなったからである。共済組合に関して

は、組合員総会による理事長の選挙が1870年に承認されることになったにしても、共済組合がその活動領域の拡大に伴って全く新しい法的枠組と共済組合憲章とに出会ったのは、たかだか1898年法との抱合せによってでしかなかった。第三共和制が登場してからは共和主義に都合の良い潮流になったにもかかわらず、非営利目的の団体の（設立の訳者補記）自由は、1901年になって漸く法律で認められたにすぎない。

こういった様々な法規の導入を通じて、協同主義者たちの運動の種々の構成要素は特殊かつ細分化された法的枠内で定義される。1970年以来この方「社会的経済」という表現がフランスで再び用いられるようになったのは、協同組合、保険及び信用の共済組合、企業の管理を行う或種のアソシアスィオンを同一の制度的総体において結び合わせるためである。社会的企業をめぐる現代のイニシアチブは、上述した仕切りの超越を目指すものではあるにしても、ふさわしい法的枠組を配置するものではない。

II. 法源

II.1. 憲法

1958年10月4日の憲法の文言は（憲法的価値を有する「憲法秩序の総体」を構成する他の如何なる契機も）、概して、社会的企業及び社会的経済に関して明白に言及する如何なる条項も含んではいない。

II.2. フランスにおける規範体系

当該の規範秩序は、フランスでは、1958年10月4日の憲法の諸条項により定められている。

第55条では「適法に批准され又は承認された条約又は協定は、各々の協定又は条約に関し他の当事者によるその施行を条件として、その公布の時より法律の權威に優越する

権威を有する」とされている。

第46条は、その適用範囲が憲法のその他の諸条項により限定的に規定され、憲法評議会の審査に服さなければならない組織法（特に、国会法、司法官法、予算法）が存する旨、規定する。これらの組織法は、通常法に優越する。

第34条及び第37条は、選出される国会により表決される法律の管轄範囲、及び、列挙される事項の範囲、及び、規範体系において命令に優位する「法律の所管事項以外の事項 (les matières autres que celles qui sont du domaine de la loi)」に関する命令の範囲を確定している。

憲法第34条は、以下の如く規定する。

「法律は国会により表決される。

法律は、以下の事項を定める。

- 市民の権利及び公共の自由の行使に関して市民に対して認められる基本的保障。市民に対して国家の防衛を理由として、その身体及び財産に課せられる義務。

- 国籍、人の身分及び能力、婚姻制度、相続及び贈与。

- 犯罪及び微罪の確定並びにこれらに科せられる刑罰。刑事手続。恩赦。新裁判制度の創設及び司法官の身分。

- あらゆる種類の課税基準、税率及び徴集方法。通貨発行制度。

法律は、以下の規定も定める。

- 国会及び地方公共団体の議会の選挙制度。

- 公共営造物の創設。

- 国家の文官及び武官に対して認められる基本的保障。

- 企業の国有化及び私的企業（セクター）への公的企業（セクター）の所有権の移転。

法律は以下の基本的原則を定める。

- 国防の一般組織

- 地方公共団体の自由な行政、その権限及

び財源

- 教育

- 所有権、物権並びに民法及び商法上の債務の制度

- 労働権、労働組合の権利及び社会保障

予算法は、組織法により定められる諸要件において、かつ、その留保の下で国家の歳入及び歳出を定める。

計画法は、国家の経済的及び社会的行動の対象を定める。

本条の規定は、組織法により、これを明確にし、かつ補完する。」

小括

条約及び協定に関しては、上述の規定から、第55条の諸条件（批准、公布及び、相互性が要求されない人道的条約に関する場合を除外して、相互性）に合致する条約は法律及び命令に優越する、ということになる。憲法条項は、憲法裁判官はフランスを拘束する国際協定との関連で法律の合憲性審査を差し控える、（協定は法律の形態で批准、承認され、かくして国内法化される協定の合憲性審査は、憲法評議会の職権に拠るのではなく執行権又は立法府の長による諮問に基づいて行われる、という第53条第1段の規定を言い換えてある。訳者注記）、との注意を喚起している。この見解は、いつも想起されるのだが、1975年1月15日（ダロズ判例集 74-54）決定（I.V.G. = 「人口妊娠中絶」に関するヴェイユ法について）で始めて登場した。従って、この審査の実行は（行政及び司法の）通常裁判官に属し、この見解については、憲法裁判官が1975年のその決定で暗黙に、1986年9月3日（ダロズ判例集 86-216）決定で明白に主張している。

司法裁判所の判決（破棄院 1975年5月24日混合部判決、J・Vabre カフェ組合）に関しては1975年以来、行政裁判所の判決（1989年

10月20日コンセイユ・デタ(=国事院)判決、Nicolo事件)に関しては1989年以来、たとえ法律が条約の後に制定されるにしても、第1審の裁判官は条約に抵触する法律の適用を斥けている。

・組織法が問題である場合には、当該の組織法は、憲法の延長部分であるが故に憲法に劣位し、条約に劣位する。しかし、通常の諸法律よりは優位する。

・法律は、それ自身、規則に優位する。しかし、第37条、すなわち、第34条で規定されていない分野に介入する首相による「独立命令 *règlements autonomes*」の導入以来、規範定立権限の分掌という形式は、いつも明白であるとは限らない。

規範体系中における憲法それ自体の位置

重要な問題は、長い間、学説によってしか解決されては来なかった。憲法と条約または協定との間に階統秩序が存在するのか？

そうであるとして、国際的秩序において、国内法に属する憲法諸法に条約または協定が優位するのか？

何よりもまず、「憲法」なる術語は、1958年10月4日の憲法の文言に限って理解されてはならない。実際は、フランスの概念は、非常に長い期間にわたって、ただ権力を分立させる装置を憲法としてきた。革命派の人々に(事態の規定、つまり、権力は権力を差し止める、ということにより)影響を与えたモンテスキュの構想によれば、権力の分割は、権力を制限することにより、論理的には、市民の権利および自由の保護を保証するものである。それ故に、諸外国で、ことに欧州諸国において憲法に存するが如き、「権利と自由の憲法」がフランスでは、未だかつて存在したためしはない。

この真正な「欠乏」を前にして、憲法評議院は、「裁判官政府」の登場を感得するいかにもフランス的な不安にもかかわらず1971

年の有名な「結社の自由」の決定で基本的諸権利を保護するための真正の判例を調啄するつもりであった。この決定以来、憲法評議院は、「合憲性のブロック」と呼ばれて来たものに典拠しようとしている。すなわち、自由を保護する真正なシステムを配置するために憲法評議院の措置に関する憲法の諸規定の多様性を利用しようとしている。ブロックを構成するものは、「ロシア人形」にぴったりはまるシステムを為しているが、以下の如きものである。

1958年10月4日憲法の本文

それが参照する、1958年10月4日憲法の前文1789年の人の権利宣言そして、1946年10月27日憲法なる1958年憲法が参照する前文

「共和国の諸法律により承認される基本的諸権利」(PFRLR / 左の表現の頭文字の連なり。それは、法律に起源を有する共和国の法制度的伝統より憲法裁判官が引き出すもので、1946年憲法の前文で有効とされる前に発布された権利と自由とに関わっている。訳者補記)

それ以来、合憲性のブロックの構成要素中のあるものに由来する全ての権利および義務は、憲法的な価値を有する。それらの規範の間には如何なる階統秩序も存在しない。だから、裁判官(そして立法者)の役割は、両立させるべく試みることである。

合憲性のブロックは、故に、憲法なるものの司法上での真正な観念を参照させるものである。憲法的価値を保有する合憲性のブロックに由来する権利および自由は、故に、立法者には不可避なのである。しかし、「権力、すべての行政機関および裁判所に」(憲法第62条第2項)(対して絶対的な拘束力を有する 訳者補記)憲法評議院の決定の根拠による場合も、そうである。憲法判例の無視、した

がって不適用は、かかる構造の総体からして、必然的に憲法に背馳することになる。

諸規範の階統秩序という問題について

一般に、憲法評議院の判例を検討してみると、憲法は国内次元にある条約または協定にまさしく優位するかのようと思われる。

同様に、憲法第54条の適用により、1992年6月25日の憲法法律に由来するそのリダクションにおいて、憲法裁判官は、通常の諸法律に関するのと同じ形式で、国際条約に署名することを付託され得る（これは義務ではない）し、それ故に、1971年のその決定の意義で理解される、すなわち、当該条約を合憲性のブロックに照合して、憲法との両立性を確認することができる。これは、もっとも、シェンゲン条約、マーストリヒト条約およびアムステルダム条約の適用協約に関して着手された歩みである。第54条は、憲法に抵触する諸条項を含む条約の批准を妨げるものである。かくの如く、憲法評議院はあれやこれやの規定が憲法に抵触するかどうかを評価し、それで、合憲性の審査に着手しなければならない（か、当該条約の再交渉を……）。

コンセイユ・デタ（＝国事院）の回答： Koné 判例

コンセイユ・デタ（＝国事院）は犯罪者引き渡しに関して憲法的価値を有する原則を自身で造り出して来ている。左様に造り出された「原則」について憲法裁判官は金輪際意見を述べたことがないのであるが。コンセイユ・デタ（＝国事院）は、フランス＝マリ共和国間の犯罪者引き渡し条約は、犯罪者の引き渡しが政治的目的で要求される時に身柄の引き渡しを行うことをフランスに禁じる1927年法から抽出される（憲法的価値を有する）PFRLRに照らして解釈されなければならない、と判定した。いわゆるKoné判例は、それ故に、諸規範の階統秩序において、憲法が

条約または協定に優位する価値を持つということを明白に表明するものであった（CE Ass.,1996年7月3日、REDA 1996年No.5,9-10月号、869ページ以下）。

II.3. 行政機関の通達

通達は、以下のものを除外して、解釈を示すものでしかありえない。

- ・ 部局長により当該の部局組織に対して発せられた通達（CE Sect.,1936年2月7日、Jamart）

- ・ 解釈の余地のある文言を削除し、または書き加える通達（CE Ass.,1954年1月29日、Institution Notre-Dame du Kreisker）

これらの通達は、たまさか当該通達の起案者が部局長として、または文言が当該の者に権限を与えたという理由で正規の方策を執るための権限を有する場合にのみ、適用が可能であるにすぎない。

II.4. 判例

裁判令でいう裁判所の判例は、J・Carbonnie 教授の表現を借りれば、「事実上で権威を有するものの、裁判において義務的な規則ではない」（民法序論、PUF,1994年7月、228ページ）。

行政法典が（フランスにおいては 訳者補記）ないので、司法裁判官が法典を自由に利用するのに引き換え、行政裁判官は行政法の諸規則を法務官風に入念に造り上げてきている。

III. フランスにおいて社会的企業により利用されている法的諸形態の比較分析

社会的企業は固有の法規を有せず、精々の所、この先で特に述べられるものはアソシエーション及び協同組合（とりわけSCOP：生産協同組合）の法制度である。その外に、網羅的ではないにしても、社会的統合および

／又は満たされてはいない諸要求に対応する活動の形成といった課題を追求する諸組織に関連する特別法及び法規について論じる予定である。

III.1. 暗黙の觀念及び明白な觀念

III.1.1. アソシアシオンの法的定義

1901年7月1日法の第1条の文言では、アソシアシオンの契約(協定と訳すも可)について次のように規定している。

「アソシアシオンとは、2名以上の人々が、共同して、永続的に、その者たちの知識又は活動を、利益配分すること以外の目的に役立てる協定を言う。その有効期間に関しては、アソシアシオンは、当該の協定及び義務に適用されうる法の一般原則により、これを統治する。」

根拠法令としては、次のものが挙げられる。アソシアシオンの契約に関する1901年7月1日法及び1901年8月16日の施行命令。数次にわたる改正がなされている。

III.1.2. 協同組合及びSCOPなる特殊形態の法的定義

A. 協同組合

フランスにおける協同関係(cooperation)の規定に関して(1992年の現代化法により 訳者補記)改正のなされた1947年9月10日法の第1条の文言では次のように言われている。

「協同組合とは、その基本的な課題が

1. その組合員の利益のために、かつ、組合員の共同の努力により、一定の生産物又は一定のサービスの原価及び、場合によってはその販売価格を、報酬が当該の原価に付け加えられることになる起業家又は中間業者の役割を引き受けつつ、引き下げること。
2. 組合員に供給される生産物又は組合員により生産され消費者に引き渡される生産物の市

場品質を改善すること。協同組合は、人間固有の活動分野のすべてにおいてその活動を営む。

3. かつ、より一般的に、組合員の諸要求の満足及び、組合員の研修と同様に経済的及び社会的活動の促進に貢献することにある社団を言う。」

協同組合は、以下の本文で統治される(民事又は商事の)社団である。1992年7月13日法により改正がなされた1947年9月10日法、可変の資本に基づく株式会社または有限会社(選択できるものとして)に関する1867年7月24日法、(協同組合に適用がされる場合に)商事会社に関する1966年7月24日法、民法典第1832条乃至第1844-17条。

B. SCOP(生産協同組合、生産労働者の協同組合)

1978年7月19日法の第1条第1項の文言では次のように言われている。

「生産協同組合とは、すべての職業範疇又は資格の労働者達により設立され、彼らが直接に、又は彼ら自身により指名される受任者を媒介にして管理する企業内で、共同して職業を営む目的で結合するものをいう。生産労働者の協同組合は、法律から生じる別段の制限を除外して、すべての職業活動を営むことができる。」

SCOPに適用されうる本文としては、次のものが挙げられる。資本の可変性に関する1867年7月24日法、協同関係に関する1947年9月10日法、商事会社に関する1966年7月24日法、会社に関する1978年1月4日法、そして特にSCOPの規定に関する1978年7月19日法(1985年7月12日法により、さらに1992年7月13日法により改正が為されている)。

III.1.3. 社会的企業の分野で成立している構造の特殊な諸範疇

特殊な規制が、起業家の運動内で社会的諸目的を追求する構造のために、配置されてきている。かかる承認は、特に、経済的なるものによる社会統合という課題を有する発意を巡って生み出されて来ている。

A. 経済活動による統合 (l'insertion)

労働法典第 322 条第 4 項第 16 段 I によると、次の如くである。

「経済活動による社会統合は、社会的又は特殊に専門的な困難に出会って勤め口を持たない人々に対して、彼らの社会的及び専門的統合を容易にすることを目標として労働契約の恩恵を享受させることを可能にする目的を有する。それは、応接及び随伴の特殊な方法を活用するものである。

国は、経済活動による社会統合を管轄する県の会議に招集される地域のパートナーたちからの意見を照らした後に、その活動が特殊にかかる課題を有する使用者たちと協定を締結することができる。かかる協定で、国からの援助を定めることができる。」

かかる公的タイプの雇用に関連して、二つの主要な構造タイプが行政上および法律上で、その枠組を与えられている。仲介アソシアスィオンと経済的なるものによる統合企業、というものがそれである。

A.1. 仲介アソシアスィオン (l'association intermédiaire)

1998 年 7 月 29 日の法律第 98-657 号第 13 条 (労働法典第 322 条第 4 条第 16 項 3) によると、次の如くである。

「仲介アソシアスィオンとは、第 322 条第 4 条第 16 項において述べられた人々を、有償で自然人又は法人の使用に供することにより彼らの職業的な社会統合を促進する目的で雇い入れる目的を有し、かつ、前条で規定された協定を国と締結している団体を言う。」

これは、必ず 1901 年法のアソシアスィオンでなければならない。

A.2. 社会統合目的を有する企業 (les entreprises d'insertion)

経済的なるものによる社会統合目的を有する企業に対する支援に関する 1989 年 3 月 31 日付けの通達では、当該企業を以下の如く定義している。

「経済的なるものによる社会統合目的を有する企業は、あらゆる企業と同様に商業的な財貨及びサービスを生産する。当該企業は、常勤の賃金生活者の外に、未成年であれ成人であれ、その者の生産活動が原因となって度重なる失敗を体験し、かつ、不安定な状況にある人々を雇用し、かくの如くにして雇用される者に、可能なより良い諸条件で労働市場に到達する機会を提供する。かかる雇用は、一定期間について行われる。」

社会統合の目的を有する当該の企業は、アソシアスィオン、商事会社 (株式会社、有限会社)、それどころか SCOP ですらありうる (たとえそうであっても、社会統合の渦中にある者たちが留まるのは限定的な期間なので、それは協同組合の組合員として彼らを統合することを困難にする)。

これら 2 つの組織タイプにとっては、当該企業の外側 (にある職場 訳者補記) での雇用に接近させることに向けられている「気密室」として取り組まれている経済的なるものによる社会統合は、統合プロセスにある賃金労働者が当該企業の経営の当事者 - 関係者となるやも知れない地位を (協同組合に例を採れば。当の組合員たちが、その者を組合員として 訳者補記) 受け入れることを困難にする。

B. 満たされていない要求をカヴァーする活動 (des activités couvrant des besoins insatis-

fait)

B.1. 地区管理組織 (les régies de quartier)

CNLRQ(地区管理組織全国連絡委員会 Comite National de Liaison des Regies de Quartier)の定義によれば、「地区管理組織とは、地域自治体、アパートマンの貸主及び住民といったものの代表者たちを一纏めにするアソシアシオンである。地区管理組織を定義するための行政上の、または法律上の文言は存在しない。『地区管理組織』という呼称の根拠となるのは、地区管理組織憲章 (la Charta des Régis de quartier) や、その全国委員会への加入である。その仕掛けの目的は、管轄地域で社会的紐帯を再建し、かつ、共同体的及びパートナー的ロジックから地域経営において民主主義の新しいモデルを再構築する、という所にある。それは、都市区という区の資格の回復および、その経済発展とに関わるものである。報酬の支払われる労働を提供することにより、当該の措置は、社会的又は職業的に困っている者たちの統合を企図するものである。当該のアソシアシオンの生活のすべてのプロセス(熟慮、決断、実行)に実効的に参加することは、住民にとって嘘偽りのない市民運動を形作るものである。」

当該の地区管理組織は、それ故に、その機能からすれば、同時に企業でもあればアソシアシオンでもある。それら地区管理組織体は、アソシアシオンの生活において層状に積み重ねられた経済活動なのである。この例を通じて、社会的企業なるタイプは、社会統合というその目的からも、かつ、都市の地区において生み出されている活動からも、定義されると思われる。いずれにしても、我々は、サービスを受ける様々な当事者がその構造の管理に参加する意思を媒介として、この先でこの点に立ち返ることにする。

B.2. 人に対するサービス

人に対するサービスを提供する組織の各々の形態は、行政規則に従う(労働法典第121条第1項)。

サービス事業者たるアソシアシオン(労働法典第129-1条I第2項)。当該のアソシアシオン(営利目的を持たない。san but lucratif。「非営利」but non lucratifとは違う表現となっていることに注意。訳者注記)は、労働者を雇用し、かつ、諸個人に、子どもの世話であれ、障害をもつ高齢者や在宅援助の要求をもっている人に対する介護であれ、家事又は家族の務めに関わる活動に代わる給付をする。

在宅サービス企業(労働法典第129-1条II.)。その活動が家事又は家族の務めに専ら関わる企業は、社会的税務的レジームに関係する事柄を除いてサービス事業者たるアソシアシオンに同一の諸条件で同一のサービスを提供することができる。それは、SCOPが人に対するサービスの分野で登場することができるのと同一の制度の下に置かれる。

受託者アソシアシオン(労働法典第129-1条I第1条)。使用者たる自然人は、管理費用の分担と引換えに公認された受託者アソシアシオンにその自然人の名による労働者の雇用に関連する行政手続及び税務申告の実行処理を委任することができる。かかるアソシアシオンは、投資活動を行うことが許可される。

B.3. その他のサービス

その他のタイプの活動は、同様に、社会的企業も関与することができる。社会的企業がコミュニティの満たされていないニーズに対応する活動にほぼ一致する分野を手掛けるとして、「新しいサービス、新しい雇用」という仕掛けに新規参入する組織は、公的セク

ターに位置づけられず、かつ、ダイナミックな「ステークホルダー」に位置づけられるという条件で当事者と成り得る。賃金労働者 (salariés)、利用者、コミュニティに結びつく参加の原則が強調される場合は、夥しいアソシアシオンが社会的企業の枠内に含まれることになるだろう。

III.2. 諸組織の機能 (fonctionnement des structures)

III.2.1. 諸機関

A. アソシアシオンの諸機関

A.1. 総則

公益性の承認を望むアソシアシオンのケースを除外して、1901年の法律及び命令は、アソシアシオンの機能に関するいかなる特殊の規定も課してはいない。

当該の法律及び命令は、社員たちの定期聴取という原則すら設定してはいない。

このことから、アソシアシオン契約の当事者たちが自由に当該の契約内容を確定する、ということになる。

したがって、簡単な届出の為されたアソシアシオンは県庁への事前の届出及び官報で公示される告示において必ず表示しなければならない記載事項、つまり、アソシアシオンの肩書き (titre) 及び目的、本社 (および、時にその他の支店) の所在地、アソシアシオンの管理又は経営に責任を負う者たちの氏名、職業、住所及び国籍を単に含むだけの定款を採択することができる。

それに引き換え、公益性を有する旨の認証を享受するには、当該のアソシアシオンが、その定款において、社員の入社 (admission) 及び退社 (radiation) の諸要件、アソシアシオン (および、その支店) の機構及び機能の規則並びに当該機構の管理又は経営に責任を負う社員に授与される権限の確定を記載しなければならない (1901年8月

16日の命令第11条)。

その上に、これらのアソシアシオンは、コンセイユ・デタ (= 国事院) により入念に仕上げられる模範定款を採択することを強く勧奨されている。それを逸脱することが十分に正当であるとする類いの事情がある場合は、この限りではない。

加えて、一定の範疇のアソシアシオンに当該の定款に特殊の規定を含むこと、それどころか模範定款の採択を義務として課する特殊の文言が存する。例えば、債券を発行するアソシアシオン (1985年7月11日の法律第85 698号) にかかるアソシアシオンは、その定款で経営責任を負う者の指名の諸要件および、社員の間で選ばれる少なくとも3人の社員から構成され、経営陣 (les dirigeants) の行動を監督する責任を負う管理コレージュ (会、un collège d'administration) の構成を規定しなければならない (第3条)。

概して、届出がされているアソシアシオンの大部分は、アソシアシオンがそうしなければならない理由がまったくないときですら、行政により提示される2つの模範定款のうちのいずれかを、実際は、適用している。

A.2. 経営陣

原則として定款で経営陣の地位および権限を自由に確定する。唯一の法的義務とは、任意の第三者に対して、アソシアシオンの経営責任を負う者の戸籍を開示することである (1901年7月1日法、第5条第1項)。

A.2.1. 経営職務就任の諸要件

アソシアシオンの経営陣は、自然人または自然人により代表される法人たりうる。

公共団体は、アソシアシオンの経営職務に就くことができる。

一定の例外を留保して経営陣はアソシア

スイオンの社員たることを得ない。

賃金労働者の特殊ケース

法律の文言も判例も、アソシアスイオンの賃金労働者が経営の職務に就くことができるということを妨げてはいない。

この原則はコンセイユ・デタにより告示により1970年10月22日に確認されている。

「1901年7月1日法の文言自体からも精神からも生じる事態、すなわち、アソシアスイオンは、それが達成しようとする目的に合致して、かつ、一面では法律および善良の風俗を尊重し、他面ではアソシアスイオンの契約に関する特殊の諸規定に決して背馳しない、という条件で社員たちが自由に確定することのできる定款により統治されるということに鑑みて、アソシアスイオンにより給与が支払われる職員の存在が上記のいかなる規則にも抵触してはいないことに鑑みて、それ故に上記の第1条が賃金労働者に関して、かかる地位を単に理由にして、当該の労働者を雇用するアソシアスイオンの役員会 (le conseil d'administration) の構成員となることを禁止せず、かつ、労働契約に付帯する従属関係が当該役員の職務とは両立し得なくはないということに鑑みて・・・」と。

最高裁判所が付言していることには、剰余の配分を1901年法が禁止しているという事実は賃金労働者が運営の職務に就任することを何ら妨げないし、「剰余」という観念は労働またはサービスの金銭的代償にすぎない賃金を含めるものではない、と(前掲)。

ただし、当の告示においてコンセイユ・デタは次のように指摘している。

「かかるタイプの機構の非営利性は、法律の構想に則り、賃金労働者がアソシアスイオンの運営に優越的な役割を果たすことはできないということを要するものである」と(前掲)。告示に従えば、アソシアスイオン

の運営に賃金労働者があまりに強力に参加することは、アソシアスイオンを、1901年法とは異なる立法に服する装置たる協同組合または共済に歪曲するという不都合を来すことになる。加えて、使用者に対してその利益を防衛することに基本的に結びつけられている賃金労働者はアソシアスイオンの無償性という重要性をなおざりにする気にさせられることはないといえまい。」と。

賃金労働者の地位は、一般的利益という使命を保證する公共団体とアソシアスイオンとの間の関係に関する1975年1月25日の総理大臣通達第2010号において繰り替えされている。

裁判令の裁判所は、裁判所側としては、労働契約と運営の職務との兼務を承認している(破棄院、1991年6月6日社会部判決 No.88-19.212, RJS 8-9/91, No.1002)。

アソシアスイオンの運営に賃金労働者が参加するための可能な手段・方法は、公益性が承認されたアソシアスイオンの定款に含められていなければならない。

実際に、かかるジャンルのアソシアスイオンの模範定款についての規定である第7条第3項は、「アソシアスイオンより給与が支払われる職員は、理事長がこれを総会または役員会の会議に発言権を有して出席することを招致することができる」と定めている。

学説によれば、アソシアスイオンの社員ではない賃金労働者は、労働契約と運営の職務とを掛け持ちすることはできない、ということになる。

その代わりに、コンセイユ・デタは、公益性の承認されたアソシアスイオンの社員たる賃金労働者がアソシアスイオンの役員会に参加することを承認している。

しかしながら、当該賃金労働者は、かかるアソシアスイオンの運営機関の内での優越的な役割を有することは許されない。

同様に、公益性の承認を要請するアソシアシオンの模範定款に従えば、社員たる賃金労働者の最大数は、役員会の総人員数の4分の1を超えてはならない。しかも、役員会に名を列ねる社員たる賃金労働者は、理事長、副理事長、専務または会計係（模範定款、注解4）の職務を占めることはできない。

A.2.2. 経営陣 (les dirigeants) の指名

定款で自由に経営陣の指名形式を決定するのが原則である。

同様に、1901年法はアソシアシオンの経営陣を社員自身が指名することを禁止してはいない。定款で、ある者がその地位において、またはアソシアシオンの外部で行使する職務故に、法的経営陣としてアソシアシオンの運営機関の中に座を占めることを定めることもできる。

だが、ある種のアソシアシオンに関しては、法律上もしくは行政上の規定または模範定款が選挙という手続を課している（例、債券を発行するアソシアシオン、1985年7月11日の法律第85-698号第3条第5項。行政により提案される模範定款を採用する公益性を有するアソシアシオン）。

たいていの場合、アソシアシオンの役員は、運営委員会または役員会に、これらを淵源とする執行部（le bureau）ともども一括り役員とされる。

通例は、最初の役員会は定款で、一定期間について指名される。役員会の入れ替えは、原則として選挙により行われる。法定経営陣は、ただし、定款で（入れ替えが選挙による旨を 訳者補記）規定される。

アソシアシオンの執行機関たる（執行部）は、役員会により選挙される。ピュロは理事長、書記（secrétaire）および会計係から構成される。ピュロは、その上に、1名以上の副理事長、1の書記補佐、1の会計係補佐

を含めることができる。

ある種のアソシアシオンの定款は、会社において存しているものに倣い、アソシアシオンの社員から構成され、総会にその監督活動に関して報告を行わなければならない監事会（conseil de surveillance）という制度を規定している。

A.2.3.1. アソシアシオンの経営陣の権限

当該の権限は定款で自由に決定される。

定款は、経営陣の機関に非常に広範な、または、それとは逆に限定的な権限を授けることができる。

実際、アソシアシオンを比較的重要な管理権限を有して日常的に管理を行うのはピュロ（および理事長）であり、また、なによりもまず基本方向を決定しピュロによる管理を監督することを役割とする、1年に数回招集される役員会である。

ただし、1901年法は、経営陣の権限に関して、なんらの命令的な規定も掲げてはいない。左様な次第で、定款で、通常は総会に委ねられる権限が定款の改廃と同様に多数で決定する狭い機関により決定される旨、定めることができる。逆に、総会は重要な権限を有することもできるし、また、経営のコレージュ機関が非常に限定された権限を有すると、定めることもできる。

定款に規定がない場合には、学説および判例は、経営のコレージュ機関（ケースにもよるが、役員会またはピュロ）に、アソシアシオンの日常的な管理を保証するために最大限に広い権限を承認し、かつ、総会の権限はその残余となる。

公益性の承認されているアソシアシオンの模範定款は、アソシアシオンは、総会を招集し議事日程を確定する会議（conseil）により管理される旨、定めている。役員会は、総会の同意なしに不動産会社を取得し、譲渡し、ま

たは交換し、抵当権または9年を超える賃貸契約を設定することはできない。同じく、理事長に、民事上のすべての活動においてアソシアシオンを代表させる旨が明記される。理事長は支出を処理する。理事長は、内規で定められている諸要件で委任を行うことができる(模範定款、第9条)。

A.3. 社員 (sociétaires) による監督

1901年法および同命令は、社員による定期的な聞き取りという原則を定めてはいない。実際、1901年の命令は、公益性の承認(の要請 訳者補記)(第10条8)を決定し、またはアソシアシオンの自発的な解散を宣言し、財産の帰属を決定するために限って、定款でこれらに関してまったく定めをしないときに、総会の招集を課しているにすぎない(第14条)。

ただし、一定の範疇のアソシアシオンに適用可能なその他の文言または模範定款は直接または間接に総会の招集を課している。

同じように、コンセイユ・デタにより是認され、公益性を承認されたアソシアシオンに提案される模範定款(についても、事情は同じである。 訳者補記)。

それ故に、立法上または行政上の例外は除外して、社員は、アソシアシオンが総会に何を授け、または授けないかを自由に決定するのであって、規則および付帯する権限も自由に決定する。

ただし、立法上もしくは行政上の規定または定款による明示がない場合には、裁判所は、総会がアソシアシオンの最高機関であること、その権限は普遍的であり、特に、アソシアシオンの不動産の売却のような日常の管理行為、訴訟、経営陣の指名および解任、定款の改廃、連合体の解散を含むと看做している。

同じように、定款に規定がない場合には、

総会はアソシアシオンの全社員により成立し、全社員に拠らざる場合には為された決定は破棄されるものと看做される。

B. 協同組合及びSCOPの諸機関

B.1.1. 機能の協同組合的原則

B.1.1. 「二重の資格」(la double qualité)

原則的には、協同組合の組合員は、顧客であるか供給者でなければならない(SCOPにおいては、さらに、又は労働者)。つまり、当該企業の「活動を担う」利用者、というわけである。

例外

- 1992年7月13日法により改正された1947年9月10日法第3条乙で、協同組合は(農業協同組合を除外して)、当該の定款により確定された一定の限度及び諸要件において、当該協同組合のサービスに頼る適性を持たず、又は当該の労働を利用しないが当該協同組合の諸目的の実現に資本の提供により貢献することを意欲する自然人または法人を組合員として加入させることができる、と規定している。

- 一定の特別法で、一定のタイプの協同組合に、非組合員たる第三者が当該の協同組合のサービスを利用することを認め、又は非加入の労働者を雇用することを許可している。

B.1.2. 「1人1票」という原則

民主主義の影響を受けているこの原則に従って、各々の共同出資者(注 以下、共同出資者を出資組合員と読むも可 訳者注記)は、その加入の日付け、又は出資総額がどうであろうと、総会で1票を行使する(1947年9月10日法第4条及び第9条)。

例外

1992年7月13日法により、この原則に対して注目に値する例外措置がもたらされている。

これは、確かに、協同組合にとってその(

民主的運営の (訳者補記) 可能性を修正するものである。

共同出資者(非協同組合人であるが出資者)を受け入れること。定款で、投資者が保有する資本に応じて全体として行使する この者らの間で、この者らの内での各々の出資金額の比率に応じて配分がなされる 票数を定めることができる。当該の出資組合員は、表決権総数の35%超を保有することはできない。協同組合を体現する共同出資者たちの表決権数については、その限度が49%であるのに反して、協同組合以外のかかる共同出資者の権利は35%という限度を超えることはない。

非協同組合人 (non coopérateurs) たる共同出資者又は組合員たる第三者が引き受けられることのできる表決権を保有しない優先的な利子付きの持分の創設。

B.2. 協同組合の諸機関

B.2.1. 理事及び執行社員 (administrateurs et gérants)

理事又は執行社員は、最大限で6年の期間で総会がこれを指名し、かつ、解任することができる。理事又は執行社員は、共同出資者の中から、これを選挙する。定款で、理事又は執行社員の権限を定める。

理事又は執行社員は、無報酬又は報酬を得て、その職務を執行することができる。法律は、利潤に応じた分配を認めている。

B.2.2. 総会

協同組合の総会は、引き受け又は出資の金額とは関わりなく権利が平等である共同出資者の総体により構成される。加入期間 (la ancienneté) を根拠とする差別は禁止される。

しかし、1992年法は、協同組合が、共同出資者の利益を特に優遇する組合持分を発行し、その表決権が出資する資本に比例する非協同組合人たる共同出資者を受け入れ、か

つ、非協同組合人たる共同出資者又は組合員たる第三者が引き受けられることのできる表決権を保有しない優先的な利子付きの持分を創設することを許可した。

共同出資者は、少なくとも年に1度は総会を開催しなければならない、その総会中に組合の活動について為される業務報告を調べ、経過した会計年度の会計報告を承認し、かつ、もし必要ならば、理事又は執行社員および会計検査役の選挙を実施する。

B.3. SCOP の機能

B.3.1. 執行社員

B.3.1.1. 株式会社 (société anonyme:SA) 形態の SCOP において

株式会社形態の SCOP は、理事会 (conseil d'administration) 態様の株式会社形態又は、取締役及び監査役 (directoire et surveillance) 態様の株式会社形態を利用することができる。

1. 理事会態様の形態

* 理事の指名

理事会は、3乃至24人の構成員から構成される。

理事は、共同出資者とする。理事の内の少なくとも3分の2は、当該企業の労働者でなければならない。

当該の会社の設立の段には、理事会の構成員は、定款でこれを指名する。当該理事の受任期間は、3年を超えてはならない。当該の会社の存続中は、理事は、共同出資者の通常総会がこれを指名する。理事の受任の最大期間は、6年とする。

* 解任

理事会の構成員は、総会がこれをいつでも解任することができる。

* 共同出資者資格の喪失

SCOP 総連合 (Confédération générale des SCOPs:CGSCOP) に付設される仲裁委員会は、罷免される理事が共同出資者資格および、間

接的に、理事の地位を失う決定を下す。

*** 理事会の権限**

理事会の権限は、討議を経て集団合議的に行使される。

理事会は、最も広範囲の権限を会社の名において行為するために行使する。実践的には、

理事会は、通常の管理が理事長 (le président directeurs général:P-DG)により執行されるのに反して、企業の一般的方向を決定する。

理事会の一定の権限は、理事長に委任されてはならない。

- ・ 総会の招集
- ・ 会社の決算
- ・ 理事長の指名および解任
- ・ 賃金労働者に留保される会社持分の発行に関する総会決定の実施
- ・ 会社と理事のある者との間で成立した取決めの承認
- ・ 会社本拠地の同一の県内での、または隣接県への移転
- ・ 保証金および保証。理事会が一定の条件の下で、理事長が保証金を寄託するについて許可を与えることができる可能性は別にして。

理事会は、共同出資者の総会に帰属する権限を侵害してはならない。

*** 理事長 (le président directeur général)**

理事長は、理事会が、理事の内よりこれを指名する。理事長は、自然人でなければならない。P-DGの職務期間は、理事の職務期間を超えてはならない。理事の受任が更新されるときは、理事長は被再選資格を有する。P-DGは、会社の名において行為するために最も広範囲の権限が授与される。

しかし、理事長は、総会および理事会に留保される権限を尊重しなければならない。

CGSCOPによれば、P-DGは、会社からの受任と労働契約とを両立させることができる。

2. 取締役会及び監査役態様の形態

CGSCOPは、一般に、SCOPにはあまり適合しないと見ているこの形態に頼ることを止めるようにと言っている。異なる2つの構造において、企業の執行社員(理事)および企業の所有者たち(監査役会)を結合しているのがこの後者。ところがSCOPにおいては、賃金労働者は共同出資者でもある。

*** 取締役会**

・ 指名

取締役会の構成員数は、2乃至5名と一定していない。

SCOPにおいては、取締役会の構成員は共同出資者とする。少なくとも3分の2は、当該企業の労働者でなければならない。監査役会は、取締役会会長と同様に取締役を指名する。

取締役会の受任期間は4年とし、重任を妨げない。

・ 解任

取締役会は、監査役会の提議に基づいて総会がこれを解任することができる。

・ 権限

取締役会は、会社の名において行動をするために最も広範囲の権限を行使する。但し、当該の権限は、監査役会及び総会に留保される権限により制限を加えられる。

・ 監査役会

監査役会は、3乃至24人の構成員でこれを構成する。監査役会の構成員は共同出資者でなければならない。少なくとも3分の2は、当該企業の労働者でなければならない。

監査役は、理事会を構成する理事の指名に関して固定されるのと同じの規則に従ってこれを指名する。

監査役会は、会社の経営に関して恒常的な監督を行う。

監査役会は、いつでも、監査役会が必要と

認める検査及び監督を行うことができる。監査役会は、取締役の決定の合法性及び相応性 (l'opportunité) を監督する。監査役会は、年度会計報告を検査し、かつ、総会に報告を提出する。

B.3.1.2. 有限責任会社 (SARL: société à responsabilité limitée) 形態の SCOP において

執行役員 [le(s) gérant(s)]

・指名

有限責任会社の SCOP は、1 人以上の執行社員により管理される。

執行社員は、常に、共同出資者とする。CGSCOP によれば、この規則は、1978 年 7 月 19 日法の第 1 条から生じている、と。

執行社員の 3 分の 2 は、当該企業の賃金労働者でなければならない。

執行社員の職務は、監査役会の構成員の職務とは両立しない。

当該の会社の設立の段には、執行社員は、定款であれ、共同出資者の総会での特別決議によってであれ、これを指名する。会社の存続期間中は、執行社員は、通常総会により過半数で任命される。

法律で、執行社員の最大任期を 4 年と確定している。

・解任

執行社員は、総会に招集された共同出資者により、すべての共同出資者の表決権の過半数で、これを解任することができる。

・権限

第三者に対して執行社員は会社を法的に代表する。執行社員は、会社の名において行動をするために最も広範囲の権限を行使する

執行社員が何人が存する場合は、それらの各々に同一の権限が授与される。

・監査役会

1978 年法は、その上に、20 人以上の共同出資者からなる有限責任会社の SCOP におい

て監査役会の制度を規定する。

・権限

前述の法律の第 16 条によれば、「監査役会は、執行社員による会社の経営の恒常的な監督を行う。

年度中のいつでも監査役会は適当と判断する検査及び監督を行い、かつ、その使命の成就に有益と看做す書類のすべてを開示せしめ、または執行社員に会社の状況に関する報告を要求することができる。

監査役会は、会社の経営報告を総会に提出する。

定款で、定款に列挙する事業の結末を監査役会の承認に服せしめることができる」とある。

・指名

監査役会は、総会により指名される少なくとも 3 名、かつ、最大で 9 名の構成員から構成され、かつ、定款により定められる 4 年を超えることが許されない期間その地位に留まる。

監査役会の構成員の少なくとも 3 分の 2 は、当該企業の労働者でなければならない。

執行社員の職務および監査役会の構成員の職務は、両立しない。

監査役会の構成員は、総会がこれを解任することができる。

B.3.2. 総会

共同出資者は、所有する資本の持分がどれほどであろうと、各人 1 の表決権を行使する。

実際には、非常に稀に役立てられるいくつかの例外が存する。同様に、例えば、定款で、外部の共同出資者または、それらの者に該当する者たちに 35% (内、協同組合を体現する場合は 49%) を限度とする所有持分数に等しい表決権を承認することができる。

B.3.2.1. 株式会社形態の SCOP の総会

・ **通常總會 (AGO l'assemblée générale ordinaire) 管轄権限**

AGOは理事会(または取締役会)の経営を承認し、または否認し、会社の諸機関(理事、監査役会の構成員)を任命し、会計検査役を指名し、共同出資者の加入に関して意見を表明する。

AGOは、経営の剰余の配分についても処置する。ただし、總會は

- ・ 税引後の純成果の15%を法定積立金に充当しなければならない。

前述した積立金の総額が資本金額を上回るときに、当該の繰入は終了する。

- ・ 法律で確定されるわけではないが、ある割合の高さまで「開発基金」に繰入れなければならない。
- ・ 純成果の総額の少なくとも25%を労働者、共同出資者または、事業年度の終了時に、企業内で事業年度中に在勤3月であれ、6月の在職期間であれ、その期間を経て非共同出資者に賞与として割り当てなければならない(「労働配当」)。
- ・ 積立金および労働配当に繰入れられる金額を超える金額を出資配当の名目で割り当ててはならない。

AGOは、SCOPと理事との間で設立した取決めに承認するとともに、監査役会の構成員の勤務手当額を確定する。

AGOは、労働者に留保される会社持分の発行および配当証書(les titres participatifs)の発行を決定する。

* **臨時總會 管轄権限**

臨時總會は、とくに、定款を改廃し、共同出資者を除名し、会社の組織変更または解散を処置する管轄権限を有する。

B.3.2.2. 有限会社形態のSCOPの總會

- ・ **年度通常總會 (AGO l'assemblée générale ordinaire annuelle)**

AGOは、臨時總會の管轄権限には明白には関連しないすべての決定を行うことができる。

同様に、AGOは、執行社員の経営を承認し、または否認し、会社の諸機関(執行社員、監査役会、時として会計検査役 commissaire aux comptes)を任命し、共同出資者の加入に関して意見を表明する。AGOは、法律で課せられている諸規則を義務として考慮に入れた成果の配分を処置する。

AGOは、一定の取決めに承認し、その受任の執行期間中に執行社員に支払われる報酬部分を決定する。当該の報酬は、特に利益に応じて、これを確定し、または決定することができる。AGOは、労働者に留保される会社持分の発行を決定する。

* **臨時總會**

臨時總會は、特に、定款を改廃し、共同出資者を除名し、SCOPを解散し、または株式会社に組織変更する管轄権限を有する。

III.2.2.&III.2.3. 受益者の地位及び結果

A. アソシアシオン

加入または非加入の自由とは、アソシアシオンの契約的本性、わけても結社の自由そのものに由来するが、欧州人権憲章第11条により聖別された立憲的な価値であり、かつ、基本的自由(に属するものである)。従って利用者は、つまりアソシアシオンから提供されるサービスの消費者は、当該のアソシアシオンに加入者を選択する自由が留保されつつ、社員になることができる。そのかわり、加入が義務となるというのは、実に例外的なことである。同様に、所与の活動に献身できるようにするためにアソシアシオンへの加入を強いるような各種の法律の適法性(la licéité)は、欧州人権憲章第11条に鑑みて極めて疑わしい。

B. 協同組合 (les cooperatives)

原則的には、協同組合の共同出資者は、同時に、当該企業の「活動の担い手」(顧客、供給者、又は、SCOP においては労働者)でなければならない。従って、協同組合が第三者と取引を行うときは、協同組合がその活動から利益を得ることを承認し、又は協同組合がその労働を利用し、その者らの定款で確定された諸条件を満足させるその者らを共同出資者として受け入れる義務がある、ということになる。

かかる制約条件は、SCOPが強調することには、協同組合が地方自治体又は公共機関を、かかる諸組織が当該企業の組合員(根拠法に照らせば「社員」。訳者注記。les sociétaires)となることができないのだから、顧客とすることを禁止するものである、ということになる。

その反面、SCOPにおいては、外部の共同出資者(すなわち、労働契約により当該企業に結びついて居ようと居まいと、そういった者ら)は、総表決権の35%(外部組合員たちの間に協同組合がリスト・アップされるならば、49%)以上を保有することはできない。その上に、経営陣(les dirigeants)(理事会、取締役会、監査役会、執行社員)の3分の2は当該の企業の労働者でなければならない。

C. その他の特殊の諸形態

C.1. 受益者、統合過程にある者

仲介アソシアシオンに関しては、当該のアソシアシオンがボランティア自身により、または仲介者を介してか、当該のアソシアシオンの活動または成果に直接または間接にいかなる利益も持たないボランティアにより管理されない場合は、国からの承認を得られない。アソシアシオン一般の地位に関するかかる制約条件は、ある著者たちにとっては、経営の職務と賃金労働者の雇用との両立を禁止するものであるかに見える。

労働統合企業においては、アプリアリに、統

合される者の二重の資格、つまり、当該の機構の賃金労働者であって共同出資者であることを禁止するものが何もない場合に、EI (les entreprises d'insertion 統合企業)における彼らの(労働市場への 訳者補記)移行(つまり、当該企業における訓練、インターンシップといった 訳者補記)期間を限定することは、この運動をさほど実践的なものにはしない。

より一般的には、アソシアシオンの世界の実際は、アソシアシオンの管理への賃金労働者の参加を制限する、ということである。実際、かかる制限は、しばしば、法律上の、または税務上の各種の制約によって課せられる制限よりも大きいものがある。

C.2. 受益者、利用者

アソシアシオンを貫いて、利用者は、その地位がボランティアまたは公共機関の重要性により強力に制限され得るにしても、アソシアシオンそれ自身の経営の関係者たり得る。

地区管理組織の地位は、この点に関して特に興味深い。当該組織は、(工事出資者)アパルトマンの貸主、地域自治体および住民を統合する三者間の役割を可能にしている。

ただし、その管理においては、賃金労働者は、賃金労働者としてではなく、まさに住民のグループに属する者として代表となろう。

III.2.3. 複合的な諸組織

III.2.3.1. 社会的経済の連合

協同組合は、協同組合の共通の利益を管理するために、「社会的経済の連合」と称される連合を設立する可能性を有する。

いかなる特殊の法的形態も(連合の法的形態には 訳者補記)強制されることはない。

いかなる自然人も法人も(連合に 訳者補記)会員として加入することができる。ただし、表決権の65%は、協同組合、共済または非

営利である旨を登記したアソシアシオンにより保有されなければならない。表決権の65%の中には、協同組合、共済および当該のアソシアシオン以外の非営利目的の法人も名を連ねることができる。ただし、かかる場合には、理事または監査役会を構成する者の少なくとも半数は、協同組合、共済および当該のアソシアシオンに所属するものでなければならない。

III.2.3.2. SCOPの連合(1978年7月19日法の第45条乃至第47条)

SCOPの連合は、株式会社または有限会社(des societe)とする。当該の組織は、「共通の諸利益の管理および活動の開発(第45条)を促進することを目的としている。

連合の会員の3分の2は、SCOP、SCOPの連合(複数形)、SCOPの連盟(federation)および、より一般的には社会的経済に属する一定数の組織でなければならない。

連合の総会において、SCOPは表決権の3分の2を保有しなければならない。

「1人1票」という原則は、定款でこれを排除することができる。定款で、会員に、連合を使って実現される事業との関連であれ、会員たるSCOPの従業員たる共同出資者の数との関連であれ、これら二つの基準の平均との関連であれ、表決数を割り当てることを規定することができる。

1の会員は、SA(=株式会社)形態による連合の総会で単独3票以上を行使することはできず、また、SARL(=有限責任会社)形態による総会で4票以上を行使することはできない。

III.2.3.3. アソシアシオンの展開/商事会社

経済的、税務的および戦略的な類の様々な動機は、時々、アソシアシオンをして、アソシアシオンが持分または株券を保有す

る商事会社の設立を決断することを余儀なくさせる。

さような展開は法律上では適法である。アソシアシオンは、同様に、1人有限会社、有限責任会社または株式会社形態の会社に資本参加することができる。ただし、単独株主として会社に関与することはできない。

III.2.3.4. 連盟(federation)およびネットワーク A. アソシアシオン(または、連盟=federation、総連合=confederation)の連合

同一の目的または類似の目的を有するアソシアシオンは、連合を形作るために一団となることができる(1901年8月16日の命令第7条および第10条)。「連合」なる術語が連盟の集合体に関して使用されるのに反して、平静は、連盟はアソシアシオンを結集させる(ことを意味するものとして使われる 訳者補記)。かつ、連合の集合体は、しばしば、総連合(confederation)なる名称を選んでい

るとはいえ、一定の法的例外を除外して、アソシアシオンという共同の権利の制度に相應しい自由という原則は、連合という制度に関わりがあるものである。

原則として、連合しかアソシアシオンを結集させるものはない。ただし、連合は自然人を含むことができる。さらに、アソシアシオン以外の法人が登記済みの連合に加入することを妨げるものは何もない。それは、公法上の法人(公共団体または公共機関)または私法上の法人(会社等)でありうる。

登記済みの連合は、公共性の承認を請願することができる。

B. 協同組合のネットワーク SCOP 総連合(la confederation generale des SCOP)

SCOPは、今日、1450の生産協同組合、総売上高150億フラン、4億フランの利益、30,000名の賃金労働者・組合員を代表する。SCOPの

70%の強固な財政基盤は受益者、すなわち、賃金労働者・組合員による14万フランの自己ファンドである(=賃金労働者である組合員が一人当たり1口14万フランの出資をしているということ 記者補記)。約1,000の職場が、主にサービス分野において、200程の新しいSCOPとして毎年作り出されている。

SCOPはSCOPをリードする、そしてそれ故にSCOPが責任を負う組織体を整えている。

- ・ 職業別の枠を超えた隣接地域の12の連合
- ・ 職業別の3の連盟: 建築業および土木工事 (travaux publics)、コミュニケーション、エレクトロニクスおよび冶金
- ・ 1の全国総連合(CGSCOP)

CGSCOPは、基本的に3の使命を有している。

1) 結集 自由加入の原則に基づいて、全国連合は、法律により確定されている協同組合原則に合致してSCOPの機能を一つに統合する。出版、構成員およびネットワークの推進に關与する人々の間でのコミュニケーションを円滑にする経験交流と対話のための多くの機構。

2) 代表 公的権力に対して承認されているSCOPの唯一の代表たる総連合は、SCOPに直接間接に係わり合いを有する法律上および行政上の規定の本文を入念に仕上げる上でSCOP運動の観点を防衛するためにしばしば介入をしている。CGSCOPの代表者たちは、特に、協同最高評議会(1e Conseil supérieur de la Coopération)、経済社会評議会(1e Conseil Economique et Social)の正式の構成員である。

CGSCOPは、欧州連合の執行委員会、欧州議会および協同組合間の諸機関に対して会員の諸利益を防衛する。

3) 国内および外国での開発支援 国際的なSCOPの連帯の媒介、総連合は、12の隣接地域連合、管理のためのアソシアスィオン

および3の連盟と連係してSCOPを支援(金融の手段・・・)する首尾一貫した全体を装備している。

CGSCOPの仲裁委員会

CGSCOPに加入している組合は、組合と組合との間での、または定款の解釈に關連する(会員たる組合と 記者補記)共同出資者との間での紛争を仲裁委員会に提出して判断を仰ぐことを約している。したがって、仲裁委員会は、労働権に關連する紛争を裁断する権限を有するものではない。仲裁委員はSCOPまたはSCOPの連合の共同出資者の中からCGSCOPの総会により3年の期間で任命される。仲裁委員会により行われる裁定は、パリ破産院がこれを破棄することができる。

C. アソシアスィオンのネットワークの独創的な事例：地区管理組織

質的な発展のコントロールを危惧して、地区管理組織は、運動の基準文書の採択を決定した。それで、ネットワークに相応しいアプローチにより、1991年に「地区管理組織憲章」を採択し、爾来すべての地区でCNLRQが目的としているものは

- ・ 企画を地域で実行に移すための立案者の援助
- ・ とくに、実行者の資格・技能による管理組織の支援
- ・ 「地区管理組織憲章」の実現を質的に開発すること
- ・ 統合および雇用に関する討議をまきおこすこと、および、リレーすること

当該の憲章は、地区管理組織のイニシアチブが公的権力により打ち上げられる企画とは識別される固有のアイデンティティを持つことを可能にする。実際、地区管理組織なる呼称は行政の通達または法律の文言に典拠するこ

とから交付されるものではない。地区管理組織を名のするには、また、工業所有権庁 (l'institute National de la Propriété Industrielle :INP)に登録されるこの肩書きを得るには、地区管理組織をめざす運動が(les initiatives)この憲章に加入し、かつ、当該のネットワークからこの肩書きを交付されることを要する。かくして、アパルトマンの所有者たちが結局のところ、こういった企画に関与する実行者の総体となっていて交付される集団的商標であるということが肝要なのである。

憲章の採択は、公的権力的手段とはなるまいとの、また、ローカルな推進力を出発点として、かつ、組織運用の一定の原則を尊重して自らを組織する上で必要なことを処理しようとする意思を明示するものである。だからと言って、それは、公的権力とのすべての関係を断つというものでもない。

憲章は、公的企画に関し、第1条で重要なその諸要素について述べている。曰く、「地区管理組織という体制は、真に崇高な企画と社会的かつ共同体的な発展という二つのプロセスを関節で接合するものである。それは公共の処分ではなくてローカルなパートナーシップの意思の結果なのである」と。失業者を社会的に処遇する諸基準の利用に関しては、それは参加(engagement)により、殊のほか明白に示されている。曰く、「経済の企画が・・・如何なる場合でも、失業者の社会的処遇という措置または代替的政策の独特な実施に支えられないということはありません・・・(RMI,CES)。逆に企業内においては、施行されている諸規則を尊重し、かかる基準に対応する余地がありうる。企画の経済的生育力は市場価格の諸条件を基礎とする」と。(次号に続く)